

国自旅第305号の2
令和2年11月27日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

道路運送法第91条の2の規定による関係地方公共団体への通知について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴会におかれても、その趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

国自旅第305号

令和2年11月27日

各地方運輸局自動車交通部長
沖繩総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局旅客課長

(公印省略)

道路運送法第91条の2の規定による関係地方公共団体への通知について

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）の施行により、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行に係るものに限る。）の経営許可申請又は事業計画変更認可申請（路線の新設に係るものその他の国土交通省令で定めるものに限る。）に係る関係地方公共団体への通知制度が設けられることとなったが、その手続きの取扱いについて、別紙のとおり処理要領を定めたので、各地方運輸局及び沖繩総合事務局においては、その趣旨を十分に理解の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行に係るものに限る。以下同じ。）の経営許可申請又は事業計画変更認可申請（路線の新設に係るものに限る。以下同じ。）に係る関係地方公共団体への通知の取扱いについて

1. 通知対象事案の範囲について

一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請及び事業計画変更認可申請が行われた場合は、原則として関係地方公共団体に対して通知することとするが、道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第60条の4に規定する「当該路線に停留所が存しない場合その他の旅客の利便に及ぼす影響が比較的小さい場合」として、以下に掲げる事案を通知対象から除くこととする。

- ①当該事案が協議運賃（規則第9条の2）を適用しようとする場合。
- ②当該事案が軽微運賃（規則第10条第1項第1号）を適用しようとする場合。
- ③路線の新設区間に停留所が存しない場合。
- ④前3項に掲げる場合のほか、地域住民への影響が軽微なものとして地方運輸局長又は沖縄総合事務局長（以下、「地方運輸局長等」という。）が認めた場合。

2. 通知する事項について

地方運輸局長等は、1. に掲げる事案の申請書を受付け、道路運送法第91条の2第1項の規定により関係地方公共団体へ通知を行う場合には、遅滞なく以下に掲げる事項を通知するものとする。

- ①申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②新設しようとする路線図（規則第4条第2項）
- ③運行計画（規則第15条の12。ただし、規則第6条第5項の規定により運行計画の届出がなされたものとみなした場合又は規則第15条の15の規定により運行計画の変更の届出に関する手続を省略した場合に限る。）

3. 通知方法について

別紙様式により書面又は電子媒体を郵便又は電子メールその他の方法を用いて関係地方公共団体へ送付することにより通知する。

4. 関係地方公共団体について

原則として新設する路線に係る市区町村全てに通知することとする。

なお、通知をしようとする市区町村において、停留所が存せず単に通過する場合等地域住民への影響が軽微なものとして地方運輸局長等が認めた場合には通知しないことができる。

5. その他

本取扱いは、規則第15条の3の規定により一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可等の手続きに伴って事業計画変更認可の手続きを省略する場合にも準用する。

<様式例>

文 書 番 号

年 月 日

市区町村の長 あて

〇〇運輸局長

一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請について

(又は)

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請（路線新設）について

株式会社 〇〇バス

標記について、下記の者より別添のとおり申請があったので、道路運送法第91条の2第1項の規定に基づき通知します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称 株式会社〇〇バス

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

2. 路線図その他路線に関する事項

別添一式